⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑿　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成29・30年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　近畿地方整備局における平成29・30年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては客観点数が1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が950点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては950点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成14年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、次に掲げるａ）からｃ）までの要件をすべて満たす施工実績を有すること。

ａ）海上工事において、作業船により砂材投入97,000㎥／件以上を施工した工事（砂材には頁岩（性状が砂状のものに限る）を含む。）

ｂ）海上工事において、作業船により石材投入を施工した工事（石材には雑石、頁岩（性状が岩状のものに限る）、人工石材、岩ズリを含む。）

ｃ）上記ａ）及びｂ）は別件工事の施工実績でも可とする。

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次に掲げるｄ）からｆ）までの要件をすべて満たす施工実績を有すること。

ｄ）海上工事において、作業船により砂材投入49,000㎥／件以上を施工した工事（砂材には頁岩（性状が砂状のものに限る）を含む。）

ｅ）海上工事において、作業船により石材投入を施工した工事（石材には雑石、頁岩（性状が岩状のものに限る）、人工石材、岩ズリを含む。）

ｆ）上記ｄ）及びｅ）は別件工事の施工実績でも可とする。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」「森林―森林土木」又は「水産―水産土木」））の資格をする者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成14年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・同種工事は特定ＪＶの代表者、経常ＪＶ、及び単体有資格者並びに特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次に掲げるａ）又はｂ）の要件を満たす施工実績を有すること。

ａ）海上工事において、作業船により砂材投入を施工した工事（砂材には頁岩（性状が砂状のものに限る）を含む。）

ｂ）海上工事において、作業船により石材投入を施工した工事（石材には雑石、頁岩（性状が岩状のものに限る）、人工石材、岩ズリを含む。）

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了した者であること。ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は、この限りではない。

④　申請する技術者が、平成14年４月１日以降に産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下、「出産等」という。）を取得した場合は、出産等期間に相当する期間（日数）を施工実績を求める期間に加えることが出来る。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　施工計画書のうち、技術提案に対しては、提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。）、又は標準案に基づく施工計画書が適正であること。